



山形県公報

平成18年10月31日(火)
第1789号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...1399

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し..... (税 政 課) ...1400  
民有保安林の指定..... (森 林 課) ... 同  
民有保安林指定の予定..... ( 同 ) ... 同  
公共測量の実施の通知..... (管 理 課) ...1401  
事業の認定..... ( 同 ) ... 同  
道路の区域の変更..... (村山総合支庁建設総務課) ...1402  
県道の供用の開始..... ( 同 ) ...1403  
同 ..... ( 同 ) ... 同  
平成15年10月県告示第924号(山形県特定優良賃貸住宅の家賃等)の一部改正 ..... (建築住宅課) ... 同

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則.....1404

#### 公 告

平成18年度准看護師試験の実施..... (保健薬務課) ...1405  
平成19年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者の募集..... (教育委員会) ... 同

#### 正 誤

## 規 則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第117号

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

山形県特定優良賃貸住宅条例施行規則(平成4年10月県規則第60号)の一部を次のように改正する。

|     |              |    |     |   |
|-----|--------------|----|-----|---|
| 別表中 | 特定優良賃貸緑町アパート | 18 | 山形市 | を |
|     | 特定優良賃貸白山アパート | 12 | 山形市 |   |

|              |    |     |       |
|--------------|----|-----|-------|
| 特定優良賃貸白山アパート | 12 | 山形市 | に改める。 |
|--------------|----|-----|-------|

## 附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第1003号

山形県県税条例（昭和29年5月県条例第18号）第173条の3第2項の規定により、特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

| 名 称       | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日    |
|-----------|--------|-----------------|------------|
| 株式会社 鶴岡日石 | 中 野 新  | 鶴岡市大塚町14番26号    | 平成18年10月1日 |

## 山形県告示第1004号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡小国町大字河原角字城山310 - 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件  
立木の伐採を禁止する。  
（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1005号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上市市金生字渡沢1122、1122 - 内1、1123、字芝沢1293、字灰坂1294 - 1、1294 - 2・1294 - 3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）高取1295
- 2 指定の目的  
干害の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 次の森林については、主伐は択伐による。  
字灰坂1294 - 1・1294 - 3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - ロ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ハ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ニ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び上市市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 山形県告示第1006号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により米沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 公共測量を実施する地域  
米沢市相生町から米沢市大字塩野地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成18年10月23日から平成19年1月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

## 山形県告示第1007号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 起業者の名称  
山形市
- 2 事業の種類  
山形市大郷公民館改築事業及びこれに伴う農業用水路改築工事
- 3 起業地  
(1) 収用の部分 山形市大字中野字楯地内  
(2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山形市大郷公民館改築事業（以下「本体事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第22号に掲げる「社会教育法（昭和24年法律第207号）による公民館（同法第42条に規定する公民館類似施設を除く。）若しくは博物館又は図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館（同法第29条に規定する図書館同種施設を除く。）」に関する事業に該当する。また、本体事業の施工により敷地内を分断する農業用水路の機能を維持するための改築工事（以下「関連事業」という。）は、土地収用法第3条第5号に規定する事業に該当する。

以上のことから、山形市大郷公民館改築事業及びこれに伴う農業用水路改築工事（以下「本件事業」という。）は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山形市は、一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 公民館は、地域住民に社会教育の場を提供し、地域における社会教育活動の中心的機能を果たし、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する社会教育の総合施設である。現在の大郷地区公民館は、昭和48年に建設され32年が経過し老朽化が著しいとともに、狭隘さにより各種事業の実施に困難をきたしている状況にある。

本件事業は、大郷公民館の移転改築事業を実施することにより施設の老朽化、狭隘化の課題を解決するとともに、施設機能の整備促進を図り、地域における生涯学習の場、住民交流の場としての公民館の機能を充実強化するものである。

さらに、第6次山形市総合計画の後期プロジェクトの重点施策として生涯学習施設の基盤整備が位置づけられており、本件事業により公民館活動の充実がはかられ、この施策を展開するための中心的役割を担い、市民の生涯学習に対する需要の多様化・高度化に応えるものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、工事期間中の重機等の騒音・振動による来館者への影響が考えられる。この点に関しては、公民館活動の時間帯に留意するとともに、工事機械作動

時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### 八 起業地の位置について、

- (イ) 事業に必要な面積が確保できること。
- (ロ) 交通条件等、利用に適している場所であること。
- (ハ) 上水道の給水及び下水排水等が容易であり問題がないこと。
- (ニ) 周辺住民への騒音等の環境面に問題がないこと。
- (ホ) 工事費および用地補償費等において安価であること。

等の基準により、起業地の候補地を3箇所選定し、候補地の優劣を比較した結果、本件事業の起業地は、現公民館に隣接していることにより現公民館の機能を維持しながら事業を進めることが可能で利用者が継続して活動できること、接道条件が優れているため利用者にとって最も利用しやすい場所であること、上下水道の確保が容易であること、周囲が畑であり騒音等の環境に支障がないこと、支障物件がなく総建設費を低く抑えることができること等最適であると認められる。

#### 二 イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、八で述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 現在の大郷公民館は建築後32年が経ち老朽化や狭隘さ、駐車スペースの不足等から地区住民の社会教育の需要に十分に対応できていない状況にある。また、今日の国際化、情報化、少子高齢化の急速な進展の中で生涯学習の場、地域住民の交流の場として、さらに防災備蓄品の収納施設として地区公民館の役割は増大し施設機能の充実の必要性が高まっている。

このような状況の中で、大郷公民館には各種主催事業の展開により交流の場、地域の各団体等の活動の場を通じての地域の活性化による市民生活の質的向上、防災備蓄品の収納スペースの確保やバリアフリー化により市民の安全安心面の強化に迅速に対応していくことが強く望まれている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業及び関連事業に係る起業地の範囲は、公民館に求められている役割を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山形市建設部管理課

#### 山形県告示第1008号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                           | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延 長        |
|-------------------------------|------|------------------|------------|
| 上山市弁天二丁目1420番7から<br>同 535番1まで | 旧    | 39.0メートル<br>31.0 | メートル<br>65 |
| 同 上                           | 新    | 34.8メートル<br>31.0 | 同 上        |

山形県告示第1009号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 山形上山線
- 2 供用開始の区間 上山市金瓶字湯坂山20番13から  
同 弁天二丁目530番1まで
- 3 供用開始の期日 平成18年11月2日

山形県告示第1010号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年10月31日から同年11月13日まで縦覧に供する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 東村山郡中山町大字長崎字広瀬9669番2から  
同 字新田町6番3まで
- 3 供用開始の期日 平成18年11月1日

山形県告示第1011号

平成15年10月県告示第924号（山形県特定優良賃貸住宅の家賃等）の一部を次のように改正し、平成18年11月1日から施行する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

|                   |       |                   |       |        |     |         |       |
|-------------------|-------|-------------------|-------|--------|-----|---------|-------|
| 「特定優良賃貸<br>緑町アパート | 平成8年度 | 山形市緑町二丁<br>目7番10号 | 72.77 | 94,100 | (1) | 60,400  |       |
|                   |       |                   |       |        | (2) | 88,600  |       |
|                   |       |                   |       |        | (3) | 94,100  |       |
|                   |       |                   | 73.75 | 95,300 | (1) | 61,100  | を     |
|                   |       |                   |       |        | (2) | 89,500  |       |
|                   |       |                   |       |        | (3) | 95,300  |       |
| 特定優良賃貸<br>白山アパート  | 平成9年度 | 山形市白山一丁<br>目6番5号  | 67.76 | 85,000 | (1) | 53,900  |       |
|                   |       |                   |       |        | (2) | 78,800  |       |
|                   |       |                   |       |        | (3) | 85,000」 |       |
| 「特定優良賃貸<br>白山アパート | 平成9年度 | 山形市白山一丁<br>目6番5号  | 67.76 | 85,000 | (1) | 53,900  | に改める。 |
|                   |       |                   |       |        | (2) | 78,800  |       |
|                   |       |                   |       |        | (3) | 85,000」 |       |

### 教育委員会関係

#### 規 則

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年10月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

山形県教育委員会規則第19号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

|       |          |                |             |    |      |              |              |    |
|-------|----------|----------------|-------------|----|------|--------------|--------------|----|
| 別表第1中 | 普通商業     | 情報処理<br>情報ビジネス | 160<br>募集停止 | を  | 普通商業 | 情報ビジネス       | 募集停止<br>募集停止 | に、 |
|       |          |                | 40          |    | 総合   |              | 200          |    |
| 同     | 新庄南高等学校  | 普通商業           | 120<br>募集停止 | を  | 普通商業 | 商業<br>総合ビジネス | 40<br>募集停止   | に、 |
|       |          | 家庭             | 募集停止        |    |      |              |              |    |
| 同     | 新庄南高等学校  | 普通商業           | 120<br>40   | に、 | 普通商業 | 総合ビジネス       | 40           | に、 |
|       |          |                |             |    |      |              |              |    |
| 同     | 南陽高等学校   | 普通商業           | 200<br>募集停止 | を  | 普通商業 | 情報経済<br>情報会計 | 40           | を  |
|       |          |                |             |    |      |              |              |    |
| 同     | 南陽高等学校   | 普通商業           | 200<br>40   | に、 | 普通商業 | 情報会計         | 40           | に、 |
|       |          |                |             |    |      |              |              |    |
| 同     | 酒田工業高等学校 | 工業             | 募集停止        | を  | 工業   | 機械           | 募集停止         | を  |
|       |          |                | 募集停止        |    |      | 電気           | 募集停止         |    |
|       |          |                | 募集停止        |    |      | 情報技術         | 募集停止         |    |
|       |          |                | 募集停止        |    |      | 土木           | 募集停止         |    |
|       |          |                | 募集停止        |    |      | 化学技術         | 募集停止         |    |
|       |          |                | 40          |    |      | 機械技術         | 40           |    |
|       |          |                | 40          |    |      | 電子機械         | 40           |    |
|       |          |                | 40          |    |      | 情報システム       | 40           |    |
|       |          |                | 40          |    |      | 土木システム       | 40           |    |
|       |          |                | 40          |    |      | 環境エネルギー      | 40           |    |

|   |          |    |         |    |  |  |  |
|---|----------|----|---------|----|--|--|--|
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機械技術    | 40 |  |  |  |
|   |          |    | 電子機械    | 40 |  |  |  |
|   |          |    | 情報システム  | 40 |  |  |  |
|   |          |    | 土木システム  | 40 |  |  |  |
|   |          |    | 環境エネルギー | 40 |  |  |  |
|   |          |    |         |    |  |  |  |

に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成18年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成18年10月31日

山形県知事 齋 藤 弘

1 試験の日時及び場所

(1) 日 時 平成19年2月14日(水) 午後1時から午後3時30分まで

(2) 場 所 山形市香澄町三丁目4番5号  
山形国際ホテル

2 受験手続

受験願書を平成18年12月4日（月）から18年12月8日（金）までの間に山形市松波二丁目8番1号 健康福祉部保健業務課に提出すること（郵送による提出の場合は、平成18年12月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

3 その他

詳細については、健康福祉部保健業務課（電話023(630)2334）に問い合わせること。

平成19年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者を次のとおり募集する。

平成18年10月31日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 伊 藤 晴 夫

1 山形県立高等学校全日時の課程及び定時制の課程

| 学 校 名       | 全 日 制 の 課 程 |         | 定 時 制 の 課 程 |         | 特 記 |
|-------------|-------------|---------|-------------|---------|-----|
|             | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 | 設 置 学 科     | 入 学 定 員 |     |
| 山形県立山形東高等学校 | 普通          | 240     |             |         |     |
| 同 山形南高等学校   | 普通          | 240     |             |         |     |
|             | 理数          | 40      |             |         |     |
| 同 山形西高等学校   | 普通          | 240     |             |         |     |
| 同 山形北高等学校   | 普通          | 200     |             |         |     |
|             | 音楽          | 40      |             |         |     |
| 同 山形工業高等学校  | 工業          | 80      |             |         |     |
|             | 機械システム      | 40      |             |         |     |
|             | 電子システム      | 40      |             |         |     |
|             | 情報システム      | 40      |             |         |     |
|             | 建築システム      | 40      |             |         |     |
|             | 環境システム      | 40      |             |         |     |

|   |            |                |                                                      |                                  |    |  |                        |                                                                                    |
|---|------------|----------------|------------------------------------------------------|----------------------------------|----|--|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 同 | 山形中央高等学校   | 普通<br>体育       |                                                      | 200<br>80                        |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 霞城学園高等学校   |                |                                                      |                                  | 普通 |  | 午前 40<br>午後 40<br>夜 40 |                                                                                    |
| 同 | 上山明新館高等学校  | 普通<br>農業<br>商業 | 食料生産<br>情報経営                                         | 240<br>40<br>40                  |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 天童高等学校     | 総合             |                                                      | 200                              |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 山辺高等学校     | 家庭<br>看護       | 食物<br>福祉<br>看護                                       | 40<br>40<br>40                   |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 寒河江高等学校    | 普通<br>農業       | 果樹園芸                                                 | 240<br>40                        |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 寒河江工業高等学校  | 工業             | 機械<br>電子機械<br>情報技術<br>土木                             | 40<br>40<br>40<br>40             |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 谷地高等学校     | 普通             |                                                      | 120                              |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 左沢高等学校     | 普通             |                                                      | 120                              |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 村山農業高等学校   | 農業             | 農産システム<br>園芸サイエンス<br>環境クリエイト                         | 40<br>40<br>40                   |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 楯岡高等学校     | 普通             |                                                      | 200                              |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 東根工業高等学校   | 工業<br>家庭       | 機械システム<br>総合技術<br>電子システム<br>生活クリエイト                  | 40<br>40<br>40<br>40             |    |  |                        | 総合技術科自動車<br>専攻の20名、総合技<br>術科デザイン専攻の<br>20名を、それぞれ募<br>集する。                          |
| 同 | 北村山高等学校    | 総合             |                                                      | 200                              |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 新庄北高等学校    | 普通             |                                                      | 200                              | 普通 |  | 夜 40                   |                                                                                    |
|   | 最上校        | 普通             |                                                      | 40                               |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 新庄南高等学校    | 普通<br>商業       | 総合ビジネス                                               | 120<br>40                        |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 新庄神室産業高等学校 | 農業<br>工業       | 生物生産<br>生物環境<br>機械システム<br>電気システム<br>建設システム<br>建築デザイン | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |  |                        | 生物生産科と生物<br>環境科、機械システ<br>ム科と電気システム<br>科、建設システム科<br>と建築デザイン科<br>は、それぞれまとめ<br>て募集する。 |
| 同 | 金山高等学校     | 普通             |                                                      | 80                               |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 真室川高等学校    | 普通             |                                                      | 80                               |    |  |                        |                                                                                    |
| 同 | 米沢興譲館高等学校  | 普通<br>理数       |                                                      | 160<br>40                        |    |  |                        | 一般入学者選抜に<br>おいて、普通科と理<br>数科は、まとめて募<br>集する。                                         |
| 同 | 米沢東高等学校    | 普通             |                                                      | 200                              |    |  |                        |                                                                                    |



|   |          |          |                                                                                                |                                  |    |      |      |                                                                                       |
|---|----------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 同 | 米沢工業高等学校 | 工業       | 機 械<br>電 子 機 械<br>電 気<br>情 報 技 術<br>建 築<br>環 境 工 学<br>工業デザイン                                   | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 | 工業 | 産業   | 夜 40 | 全日制の課程において、機械科と電子機械科、電気科と情報技術科、建築科と環境工学科土木専攻の20名、環境工学科化学専攻の20名と工業デザイン科は、それぞれまとめて募集する。 |
| 同 | 米沢商業高等学校 | 商業       | 総合ビジネス<br>国際ビジネス<br>情報ビジネス                                                                     | 80<br>40<br>40                   |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 置賜農業高等学校 | 農業       | 生 物 生 産<br>園 芸 活 用<br>環 境 緑 地                                                                  | 40<br>40<br>40                   |    |      |      |                                                                                       |
|   | 飯 豊 分 校  | 農業       | 農 業                                                                                            | 40                               |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 南陽高等学校   | 普通<br>商業 | 情 報 会 計                                                                                        | 200<br>40                        |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 高畠高等学校   | 総合       |                                                                                                | 120                              |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 長井高等学校   | 普通       |                                                                                                | 200                              |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 長井工業高等学校 | 工業       | 機 械 シ ス テ ム<br>電 子 シ ス テ ム<br>環 境 シ ス テ ム<br>福 祉 情 報                                           | 40<br>40<br>40<br>40             |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 荒砥高等学校   | 普通       |                                                                                                | 80                               |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 小国高等学校   | 普通       |                                                                                                | 80                               |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 鶴岡南高等学校  | 普通<br>理数 |                                                                                                | 160<br>40                        |    |      |      | 一般入学者選抜において、普通科と理数科は、まとめて募集する。                                                        |
| 同 | 鶴岡北高等学校  | 普通       |                                                                                                | 200                              |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 鶴岡工業高等学校 | 工業       | 機 械 シ ス テ ム<br>生 産 シ ス テ ム<br>電 気 電 子 シ ス テ ム<br>情 報 通 信 シ ス テ ム<br>建 築 シ ス テ ム<br>環 境 シ ス テ ム | 40<br>40<br>40<br>40<br>40<br>40 | 工業 | 工業技術 | 夜 40 |                                                                                       |
| 同 | 鶴岡中央高等学校 | 普通<br>総合 |                                                                                                | 160<br>160                       |    |      |      |                                                                                       |
|   | 温 海 校    | 普通       |                                                                                                | 40                               |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 加茂水産高等学校 | 水産       | 海 洋 技 術<br>海 洋 環 境                                                                             | 40<br>40                         |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 庄内農業高等学校 | 農業       | 生 物 生 産<br>園 芸 科 学<br>生 物 環 境                                                                  | 40<br>40<br>40                   |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 山添高等学校   | 普通       |                                                                                                | 80                               |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 庄内総合高等学校 | 総合       |                                                                                                | 120                              |    |      |      |                                                                                       |
| 同 | 酒田東高等学校  | 普通       |                                                                                                | 240                              |    |      |      |                                                                                       |

|   |          |    |                                                                   |                            |    |  |      |                                     |
|---|----------|----|-------------------------------------------------------------------|----------------------------|----|--|------|-------------------------------------|
| 同 | 酒田西高等学校  | 普通 |                                                                   | 200                        |    |  |      |                                     |
| 同 | 酒田商業高等学校 | 商業 | 総合ビジネス<br>国際情報                                                    | 80<br>80                   | 普通 |  | 夜 40 | 全日制の課程において、総合ビジネス科と国際情報科は、まとめて募集する。 |
| 同 | 酒田工業高等学校 | 工業 | 機 械 技 術<br>電 子 機 械<br>情 報 シ ス テ ム<br>土 木 シ ス テ ム<br>環 境 エ ネ ル ギ ー | 40<br>40<br>40<br>40<br>40 |    |  |      |                                     |
| 同 | 酒田北高等学校  | 普通 |                                                                   | 80                         |    |  |      |                                     |
| 同 | 遊佐高等学校   | 普通 |                                                                   | 80                         |    |  |      |                                     |

（注）入学者志願に係る詳細については、別記1「平成19年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 2 山形県立高等学校通信制の課程

| 学 校 名        | 設置学科 | 入学定員 |
|--------------|------|------|
| 山形県立霞城学園高等学校 | 普 通  | 120  |
|              | 服 飾  | 40   |
| 同 鶴岡南高等学校    | 普 通  | 80   |

（注）入学志願に係る詳細については、別記2「平成19年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項」に定めるところによる。

## 3 山形県立特別支援学校の高等部

| 学 校 名      | 受入れ区域                                                              | 設置学科 | 入学定員 |
|------------|--------------------------------------------------------------------|------|------|
| 山形県立山形盲学校  | 県 下 一 円                                                            | 普 通  | 若干名  |
|            |                                                                    | 保健理療 | 若干名  |
| 同 山形聾学校    | 県 下 一 円                                                            | 普 通  | 若干名  |
| 同 山形養護学校   | 県 下 一 円                                                            | 普 通  | 14   |
| 同 米沢養護学校   | 山形市、上山市、東村山郡、米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡                                 | 普 通  | 14   |
| 同 ゆきわり養護学校 | 県 下 一 円                                                            | 普 通  | 若干名  |
| 同 鶴岡養護学校   | 鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡                                                   | 普 通  | 14   |
| 同 新庄養護学校   | 寒河江市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、西村山郡、北村山郡、新庄市、最上郡                            | 普 通  | 14   |
| 同 上山高等養護学校 | 山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、東村山郡、西村山郡、北村山郡、米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡、西置賜郡 | 普 通  | 24   |
| 同 鶴岡高等養護学校 | 新庄市、最上郡、鶴岡市、酒田市、東田川郡、飽海郡                                           | 普 通  | 16   |

（注）1 受入れ区域については、特に必要があると認められる場合は、上記によらないことがある。

2 入学志願に係る詳細については、別記3「平成19年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項」に

定めるところによる。

#### 4 山形県立高等学校専攻科

| 学 校 名           | 設置学科 | 入学定員 |
|-----------------|------|------|
| 山形県立山 辺 高 等 学 校 | 看 護  | 40   |
| 同 庄内農業高等学校      | 農 業  | 30   |

（注）入学志願に係る詳細については、別記4「平成19年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 5 山形県立特別支援学校の高等部専攻科

| 学 校 名         | 受入れ区域   | 設置学科 | 入学定員 |
|---------------|---------|------|------|
| 山形県立山 形 盲 学 校 | 県 下 一 円 | 理 療  | 若干名  |
| 同 山 形 聾 学 校   | 県 下 一 円 | 商業技術 | 若干名  |
|               |         | 生産技術 | 若干名  |

（注）入学志願に係る詳細については、別記5「平成19年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

#### 別記 1

平成19年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程入学志願要項

##### 第 1 推薦入学者選抜

###### 1 志願資格

推薦入学者選抜を志願することのできる者は、平成19年3月に山形県内の中学校又はこれに準ずる山形県内の学校（以下第1において「中学校」という。）を卒業する見込みの者で、在籍中学校長の推薦を得た者とする。

###### 2 通学区域

山形県立高等学校通学区域に関する規則（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。

###### 3 対象学科・募集人員

別に定める。

###### 4 出願に必要な書類及び提出期間

###### (1) 出願に必要な書類

###### イ 共通に必要な書類

- (イ) 推薦入学願書
- (ロ) 在籍中学校長の推薦書
- (ハ) 調査書

###### ロ 個別に必要な書類

- (イ) 志願理由書  
志願先の高等学校長が提出を求めたとき。
- (ロ) 自己申告書  
志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

###### (2) 提出期間

出願に必要な書類は、平成19年1月24日（水）から1月30日（火）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

##### 5 選抜及び合格者の発表

選抜は、推薦書、調査書及び面接並びに必要な応じて実施等される適性検査、作文・実技検査等、志願理由書及び自己申告書の結果を総合して行う。

- (1) 面接、適性検査及び作文・実技検査等は、平成19年2月8日（木）に志願先高等学校で受けるものとする。
- (2) 適性検査は、体育科及び音楽科について実施し、作文・実技検査等は高等学校長が必要に応じて実施するものとする。
- (3) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成19年2月15日（木）午前11時から午後1時まで、在籍中学校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成19年3月17日（土）に行う。

**第2 中高一貫教育における連携型入学者選抜****1 志願資格**

中高一貫教育における連携型入学者選抜を志願することのできる者は、平成19年3月に山形県内の連携型中高一貫教育を行う中学校を卒業する見込みの者とする。

**2 対象校**

連携型中高一貫教育を行う高等学校（県立金山高等学校、県立小国高等学校）

**3 募集人員**

入学定員以内の募集とする。

**4 出願に必要な書類及び提出期間**

出願に必要な書類は、連携型入学願書及び「学習のまとめ」とし、平成19年1月24日（水）から1月30日（火）正午までの間に、在籍中学校長を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

**5 選抜及び合格者の発表**

選抜は、学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接等に基づいて行うものとする。

(1) 面接は、平成19年2月9日（金）に志願先高等学校で受けるものとする。

(2) 志願先高等学校長は、選抜結果について平成19年2月15日（木）午前11時から午後1時までに、在籍中学校長あて連絡する。ただし、合格者の発表は、平成19年3月17日（土）に行う。

**第3 一般入学者選抜****1 志願資格**

一般入学者選抜を志願することのできる者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 平成19年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下第3において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下第3において「卒業」という。）する見込みの者

(2) 中学校を卒業した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の各号のいずれかに該当する者

**2 通学区域**

山形県立高等学校通学区域に関する規則の定めるところによる。

**3 出願に必要な書類及び提出期間****(1) 共通に必要な書類**

イ 入学願書

ロ 調査書

**(2) 個別に必要な書類**

イ 自己申告書

志願先の高等学校長が提出を認めたとき。

**(3) 提出期間**

出願に必要な書類は、平成19年2月20日（火）から2月26日（月）正午までの間に、在籍又は出身中学校長等を経由して、志願先高等学校長に提出するものとする。

**4 選抜及び合格者の発表**

選抜は、調査書及び学力検査の成績等に基づき、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う。

なお、高等学校長は、必要に応じ、面接の結果及び自己申告書を選抜の資料として用いることができるものとする。また、体育科及び音楽科は、適性検査の結果を選抜の資料として加えるものとする。

学力検査及び適性検査は次の各号に従い行う。

(1) 学力検査は、平成19年3月10日（土）に志願先高等学校で受検するものとする。

(2) 面接は、平成19年3月10日（土）学力検査終了後に志願先高等学校で受検するものとする。ただし、志願状況等に応じては、面接を翌日の平成19年3月11日（日）とすることがある。

(3) 適性検査は、平成19年3月11日（日）に志願先高等学校で行うものとする。

(4) 合格者の発表は、志願先高等学校において平成19年3月17日（土）に受検番号によって行う。

**第4 定時制の課程における成人の志願者の選抜****1 志願資格**

定時制の課程における成人の志願者の選抜を志願することのできる者は、「第3 一般入学者選抜 1 志願資格」に該当し、平成19年4月1日現在で20歳以上の者とする。

**2 出願に必要な書類及び提出期間**

- (1) 入学願書
- (2) 出身中学校の卒業証明書
- (3) 提出期間

入学願書及び卒業証明書は、平成19年2月20日（火）から2月26日（月）正午までの間に、志願者が志願先高等学校長に提出する。

### 3 選抜及び合格者の発表

選抜は、作文及び面接等に基づいて行う。

- (1) 作文及び面接は、平成19年3月10日（土）に行う。
- (2) 合格者の発表は、平成19年3月17日（土）に受検番号によって行う。

## 第5 注意事項

- 1 入学願書には、受験料として全日制の課程は2,200円、定時制の課程は950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
- 2 国立諸学校に合格し入学する旨報告のあった志願者については、選抜から除外する。
- 3 この要項に定めるもののほか、細部については、平成19年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。

## 別記2

### 平成19年度山形県立高等学校通信制の課程入学志願要項

#### 1 志願資格

高等学校に入学を志願することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 平成19年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校の前期課程（以下別記2において「中学校」という。）を卒業又は修了（以下別記2において「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第63条の各号のいずれかに該当する者  
ただし、霞城学園高等学校服飾科については、技能連携を行う教育機関の平成19年度入学予定者に限る。

#### 2 募集区域

県下一円

#### 3 出願に必要な書類及び提出期間

##### (1) 入学願書

学校所定のものに受験料として300円の山形県収入証紙をはり、消印しないこと。

##### (2) 調査書

全日制及び定時制の課程に同じ。ただし、中学校卒業後5年を経過した志願者については、中学校の卒業証明書をもって、調査書に代えることができる。

##### (3) 提出期間

平成19年3月1日（木）から3月23日（金）午後4時までとする。ただし、欠員のあるときは、この期間を過ぎても受け付けることがある。

#### 4 選考及び合格者の発表

入学者選考は、学力検査は行わず、調査書等を主な資料として行い、必要に応じて面談、作文、自己申告書等も選考の資料に加えることができるものとする。

- (1) 面談及び作文の実施方法等は、各高等学校長が別に定める。
- (2) 合格者の発表は、平成19年3月28日（水）までに行う。3(3)本文の期間を過ぎて受け付けた者については、その都度行う。

#### 5 その他

- (1) 細部については、平成19年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項及び高等学校ごとの募集要項によるものとする。
- (2) 出願に必要な書類は、志願先高等学校長に提出すること。

## 別記3

### 平成19年度山形県立特別支援学校の高等部入学志願要項

#### 1 志願資格

次の各号の要件を満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

- イ 中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部を平成19年3月卒業見込みの者
- ロ 中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部を卒業した者
- ハ 学校教育法施行規則第63条の各号のいずれかに該当する者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に該当する者であること。ただし、高等養護学校においては、知的発達に遅滞があり、一般就労を目指す教育課程を履修できる者とする。

## 2 入学者の募集

入学者は、学校ごとに募集する。募集期間、入学定員及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。

## 3 入学志願及び調査書等の提出

(1) 入学志願は1人1校とする。

(2) 入学願書は、在籍又は出身の中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。

なお、高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部に在籍のまま志願する者は、在籍校長の志願承諾書を添えて提出すること。

(3) 調査書等は、入学願書を経由する校長が作成し、前号の書類とともに、志願校に提出すること。

## 4 選考日時及び会場

各学校の入学者募集要項に示す。

## 5 選考方法

(1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。

(2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。

(3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領（平成10年文部省告示第175号）」、「中学校学習指導要領（平成10年文部省告示第176号）」及び「盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年文部省告示第61号）」並びに関係学校における教育のねらいに基づいて出題する。

## 6 合格者の発表

各学校長は、選考後速やかに当該校において合格者の発表を行うとともに、志願者の在籍又は出身学校長を経由し、志願者に通知する。

## 7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

## 別記4

### 平成19年度山形県立高等学校専攻科入学志願要項

#### 第1 山辺高等学校専攻科（看護）

##### 1 志願資格

山形県立山辺高等学校看護科を平成17年3月以降卒業した者又は平成19年3月卒業見込みの者

##### 2 出願期間

平成19年1月31日（水）から2月7日（水）正午まで

##### 3 提出書類

学校所定の入学願書

受験料は要しない。

##### 4 選抜

卒業の判定をもって行う。

##### 5 合格発表

平成19年2月16日（金）午後3時予定

##### 6 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

#### 第2 庄内農業高等学校専攻科（農業）

##### 1 志願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校又は中等教育学校を卒業又は平成19年3月卒業見込みの者
  - (2) 学校教育法施行規則第69条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 2 募集区域  
県下一円
  - 3 出願期間
    - (1) 平成19年1月10日（水）から1月24日（水）正午まで
    - (2) 平成19年2月20日（火）から3月6日（火）正午までただし、第1回目の合格者が入学定員を満たした場合は第2回目の募集は行わない。
  - 4 提出書類
    - (1) 入学願書  
学校所定のものに受験料として950円の山形県収入証紙をはり、消印はしないこと。
    - (2) 履歴書・身上書  
学校所定のもの
    - (3) 調査書  
高等学校卒業（卒業見込み）の者は、高等学校の調査書とする。  
高等学校を卒業していない者は、同等以上の学力を証明する書類とする。
    - (4) 作文  
学校所定の用紙による。
  - 5 選抜  
提出書類による。
  - 6 合格発表
    - (1) 平成19年1月29日（月）午後3時予定
    - (2) 平成19年3月15日（木）午後3時予定
  - 7 その他  
細部については、学校の募集要項によることとし、志願校に問い合わせること。

#### 別記5

##### 平成19年度山形県立特別支援学校の高等部専攻科入学志願要項

- 1 志願資格  
次の各号の要件を満たす者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者であること。
    - イ 高等学校又は盲学校若しくは聾学校の高等部を平成19年3月卒業見込みの者
    - ロ 高等学校又は盲学校若しくは聾学校の高等部を卒業した者
    - ハ 文部科学大臣の定めるところにより、口に掲げる者と同等以上の学力があると認められた者
  - (2) 学校教育法施行令第22条の3に該当する者であること。
- 2 入学者の募集  
入学者は、学校ごとに募集する。募集期間及び志願に必要な書類等は、各学校の入学者募集要項に示す。
- 3 入学願書及び調査書等の提出
  - (1) 入学願書は、在籍又は出身の高等学校、盲学校又は聾学校の校長を経由して志願校に提出すること。志願取消しや、締め切り前における入学願書記載内容の変更等を行う場合にも同様とする。  
なお、大学等に在学のまま志願する者は、在学する学長等の志願承諾書を添えて提出すること。
  - (2) 調査書等は、入学願書を経由する学校長等が作成し、前号の書類とともに志願校に提出すること。
- 4 選考日時及び会場  
各学校の入学者募集要項に示す。
- 5 選考方法
  - (1) 選考は、各学校長が作成する入学者選考実施要項に基づいて行う。
  - (2) 各学校長は関係学校長から送付された調査書等並びに学校ごとに行う学力検査、諸検査及び面接の結果により、総合的に検討し、入学者を判定する。
  - (3) 学力検査の問題は、「小学校学習指導要領」、「中学校学習指導要領」、「高等学校学習指導要領（平成11年

文部省告示第58号)」及び「盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領（平成11年文部省告示第62号）」並びに関係盲学校及び聾学校の高等部専攻科における教育のねらいに基づいて出題する。

6 合格者の発表

各学校長は、選考後、当該校において合格者の発表を行う。

7 その他

細部については、志願校に問い合わせること。

|          |        | 正      |       | 誤                                             |               |                                 |
|----------|--------|--------|-------|-----------------------------------------------|---------------|---------------------------------|
| 発行年月日    | 県公報番号  | ページ    | 行     | 誤                                             | 正             |                                 |
| 平成18.8.1 | 第1763号 | 1095   | 下から13 | 字日陰沢23810                                     | 字日陰23810（国有林） |                                 |
| 同        | 同      | 同      | 下から8  | （「次の図は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。） | 削除            |                                 |
| 同        | 8.18   | 第1768号 | 1141  | 下から11                                         | 字ヘツリ1317 - 15 | 字ヘツリ1317 - 15（国有林。次の図に示す部分に限る。） |